

議案第16号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の算定基準の見直しを行い、介護保険事業の適正な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「29, 190円」を「29, 975円」に改め、同項第2号中「37, 947円」を「45, 127円」に改め、同項第3号中「43, 785円」を「45, 457円」に改め、同項第4号中「48, 455円」を「57, 974円」に改め、同項第5号中「58, 380円」を「65, 880円」に改め、同項第6号中「72, 975円」を「80, 373円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「75, 894円」を「85, 644円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「87, 570円」を「98, 820円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第9号中「99, 246円」を「111, 996円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「を除く。）」の次に「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 125, 172円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）」

第4条第1項に次の5号を加える。

- (11) 次のいずれかに該当する者 138, 348円
- ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 151, 524円
- ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 158, 112円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 161, 406円
- ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (15) 前各号のいずれにも該当しない者 164, 700円
- 第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から

令和8年度まで」に、「17,514円」を「18,775円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「29,190円」を「31,951円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「40,866円」を「45,127円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に改め、「第10号」を「第14号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。